

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

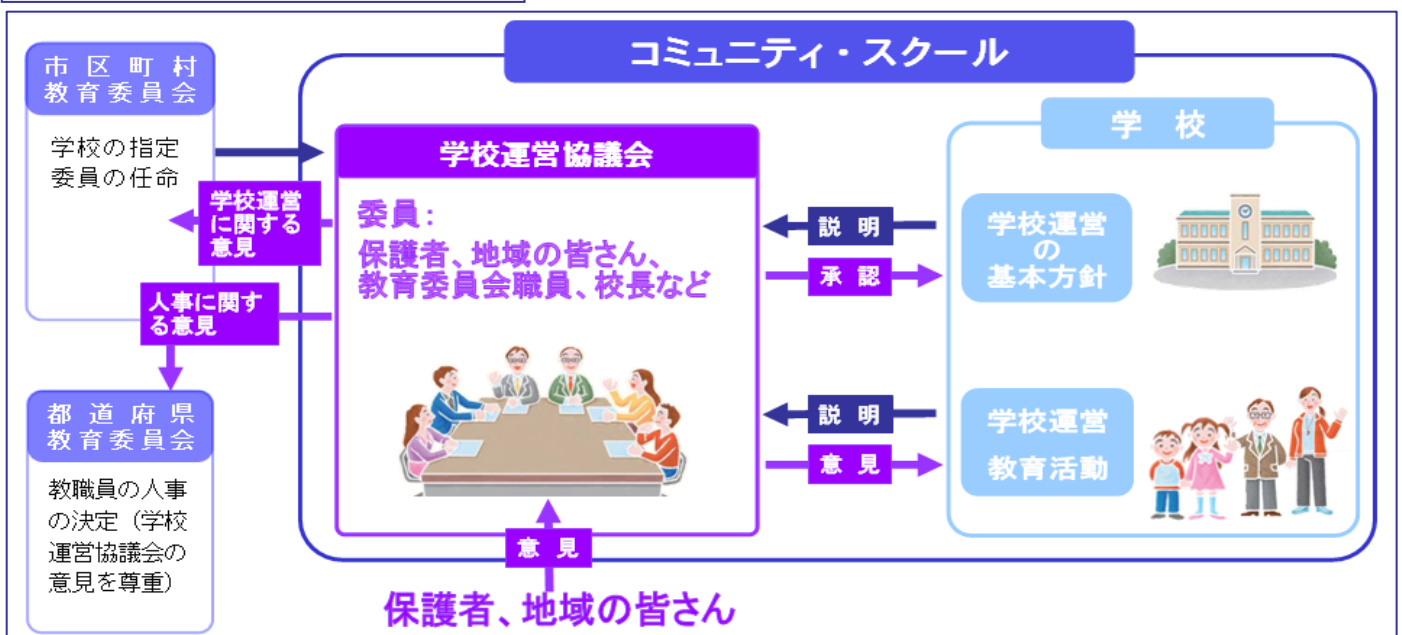
1. 制度の導入

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置可能とするため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正。平成16年9月9日より施行。

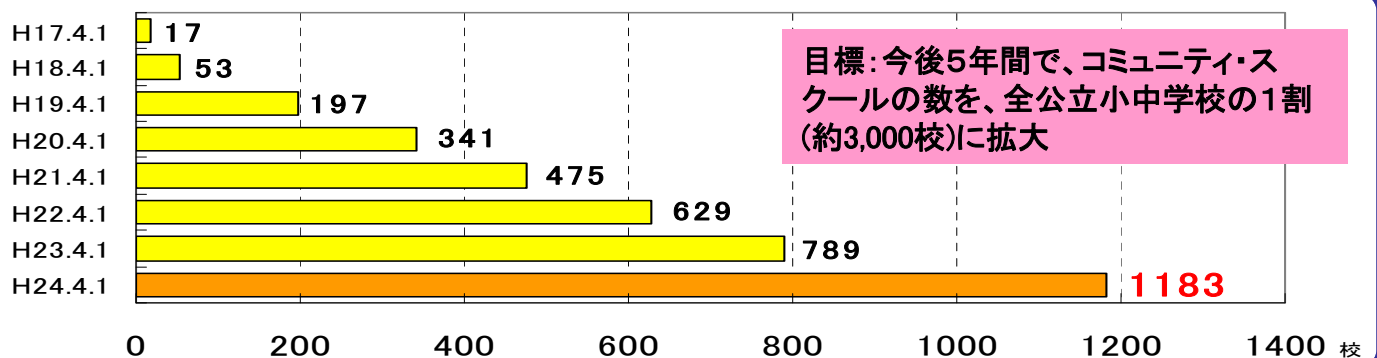
2. 学校運営協議会の主な役割

- 校長の作成する学校運営の基本方針の承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見
(教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用)

3. コミュニティ・スクールのイメージ



4. コミュニティ・スクールの指定状況



5. 文部科学省ホームページ(コミュニティ・スクールについて)

(掲載内容) 啓発用パンフレット、コミュニティ・スクール設置の手引き、事例集、推進協議会の概要等
(掲載アドレス) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm

文部科学省HPトップ⇒教育⇒小学校・中学校・高等学校⇒コミュニティ・スクールについて